

尼崎市子育て情報冊子の無償提供仕様書

1 子育て情報冊子の概要について

名称	マタニティサポートブック	
仕様	(1) 規格 A4 版	
	(2) 刷色 フルカラー	
	(3) ページ数 50 ページ程度	
	(4) 発行部数 4,300 部	
	(5) 納品期限 令和 9 年 3 月 19 日 (金)	
仕様	(6) 納品場所及び納品部数の内訳 下記の通り	
	場所	納品部数
	尼崎市北部保健福祉センター 北部地域保健課 (尼崎市南塚口町 2-1-1 サンサタウン 1 番館 5 階)	2,300 部
	尼崎市南部保健福祉センター 南部地域保健課 (尼崎市竹谷町 2-183 リベル 5 階)	1,000 部
	尼崎市保健所 健康増進課 (尼崎市七松町 1 丁目 3 番 1-502 号)	1,000 部
配布期間	令和 9 年 4 月 1 日 (木) から令和 10 年 3 月 31 日 (金) まで	
配布対象者	妊婦 (妊娠届出書を提出した者・転入者)	
配布エリア	市内全域	
配布方法	母子健康手帳交付時、転入手続き時等	
被無償提供者	尼崎市 保健局 健康増進課	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・内容等の詳細については、別途市と協議することとします。 ・子育て情報冊子の作成に関するすべての経費は、無償提供事業者の負担とします。 	

2 子育て情報冊子に掲載する内容について

現在、本市で配布している「2026 年 尼崎市マタニティサポートブック」に掲載している情報を基本に、子育てに役立つ情報を掲載するものとする。

3 広告の掲載について

- (1) 子育て情報冊子には協賛企業の広告を掲載することができる
- (2) 広告は、全ページの 2 割以内とすること (10 ページ程度)

- (3) 広告ページの掲載は、各章等の切り替わりや巻末にまとめる等、できる限り読みやすい冊子の作成を意識する
- (4) 広告主の募集・広告の製作等は、広告付物品提供者が行うこと
- (5) 「尼崎市広告掲載要綱」及び「尼崎市広告掲載基準」を遵守すること
- (6) 広告付物品提供者が掲載しようとする広告については、事前に審査し、子育て情報冊子への掲載を決定する。なお、審査により広告内容等の訂正を求められたときには、適切に反映すること
- (7) 掲載面、掲載位置等については、本市と協議した上で決定すること
- (8) 広告欄には、必ず広告である旨を表示すること
- (9) 広告付物品提供者は、広告掲載に当たり、市が広告の斡旋及び媒介を行っているような誤解を招くことがないように執り行うこと
- (10) 本市から、広告主の本市への納税状況に係る調査への協力を求められたら、必ず応じること

4 業務分担

本業務における業務分担は以下のとおりとする。

項目	内容	本市	広告付物品提供者
編集	全体企画	○	○
	原稿の提供	○	
	原稿の編集（デザイン・レイアウト等）		○
	原稿の校正、チェック	○	○
広告営業	広告募集活動		○
	広告の審査	○	
	広告制作		○
	代金回収		○
印刷・製本	印刷・製本作業		○
納品	完成品の検品	○	
	完成品の決められた場所への納品		○

※本市からの原稿の提供は、PDF や Word、Excel などの電子データのほか、手書きの原稿となる場合もあることから、新規で電子データの作成を依頼する場合もある。

5 著作権等

- (1) 本市が提供する行政情報等に基づき作成された内容に係る著作権は本市に帰属し、広告付物品提供者が他の媒体へ転載、引用等を行う場合はあらかじめ本市の承諾を得るものとする
- (2) 本業務の実施に際し、第三者の肖像権、所有権、著作権等の知的財産権を侵害しないこと。第三者の著作物を使用する場合は、広告付物品提供者の負担で著作権処理を行うこと。なお、これらを怠ったことにより、第三者の権利を侵害したときは、広告付物品提供者はその一切の責任を負うこと

7. 苦情処理等

- (1) 子育て情報冊子の発行に関し、第三者からの苦情や何らかの問題が生じた場合、本市及び広告付

物品提供者は直ちに問題解決のために対応するものとする。ただし、広告付物品提供者が募集を行った広告内容に関する一切の責任は、広告付物品提供者又は広告主が負うものとし、本市は一切の責任を負わない

(2) 広告付物品提供者は、広告主及び広告内容が基準に定める内容等に対し、不適当な状況が生じた場合は、速やかに本市に文書で報告するとともに、子育て情報冊子を回収し、代替の子育て情報冊子を市に提供しなければならない。落丁や乱丁などの場合も同様の対応を行う

(3) 納品後に生じた事情により、本市が子育て情報冊子の使用について不適当と認めたときは、使用を取りやめるものとする

8 その他

(1) 子育て情報冊子の形状、色、仕様等については、事前に本市と十分に協議すること

(2) 2回以上の校正を完了し、本市から承諾を受けた後に印刷・製本すること

(3) 校了した子育て情報冊子の原稿は電子データで納品すること。なお、形式はPDF形式とする。

(4) 本業務に必要な各法令や条例などに基づいた各許認可について、原則として広告付物品提供者が代行すること。また、各許認可手続に必要な手数料等の費用については、広告付物品提供者の負担とすること

(5) 本業務の実施について、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。なお、本仕様書に記載されていない事項や、疑義を生じた場合は、速やかに本市と協議を行うこと

(6) 本業務の実施に当たっては、尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年3月9日 条例第9号)を遵守すること

(7) 本業務の履行にあたり必要な旅費交通費は、広告付物品提供者の負担とする

(8) 広告付物品提供者は、業務の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は業務の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、本市及び警察署へ通報しなければならない。なお、正当な理由がなく通報がない場合は協定締結の解除を行うことがある

(9) 広告付物品提供者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、協定書等に基づき協議を行うものとする